平成２１年（フ）第９４１号
埼玉県川口市前川３丁目４番１―413号　中銀蕨マンション
債務者　亀井　澄子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４９号
埼玉県上尾市上町２丁目９番17号　和泉荘３号室
債務者　村上百合子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１６号
埼玉県和光市南１丁目11番77号　第２南荘101
債務者　廣瀬　志穂
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２８号
埼玉県上尾市西宮下３丁目221番地
債務者　小林　克江
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２９号
埼玉県上尾市西宮下３丁目221番地、住民票上の住所埼玉県上尾市西宮下３丁目212番地
債務者　小林　眞弓
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３３号
埼玉県加須市大字礼羽99番地　ハイネス102号
債務者　久慈　広行
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４１号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―２―301
債務者　佐久間清治
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
青森県八戸市大字妙字西平43番地２
債務者　本木工務店こと　本木　新一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
群馬県高崎市小八木町2008番地５　三恵レジデンスⅠ306号
債務者　松場　水希（旧姓梁瀬）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１７８号
岐阜県安八郡輪之内町大藪628番地の２
債務者　吉田　友宣
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１６６７号
愛知県知多市南粕谷１丁目20番地の226
債務者　相武美香子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８４３号
愛知県弥富市平島町東勘助39番地７
債務者　矢尾　小織
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９７１号
愛知県半田市岩滑高山町３丁目133番地の１
債務者　葛巻　秀幸
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４５号
愛知県春日井市神屋町654番地81
債務者　加賀美久子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７３号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘７棟503号
債務者　佐々木房子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０８７号
愛知県春日井市惣中町１丁目59番地　プリミエール勝川Ⅱ402号
債務者　守田　雅彦
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１０４号
愛知県愛西市北一色町昭和202番地２
債務者　榊間　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部